

平成21年4月16日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、東アジアリベラルアーツイニシアティブ（以下「イニシアティブ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 イニシアティブは、東アジアの文化と社会の特性を踏まえた総合的視野に基づくリベラルアーツ教育の構築に向け、東アジア及びその他の地域の各大学との教育交流を推進し、大学院レベルの先端研究との連携を重視した新しい教育モデルの開発を行い、もって国際協働による高等教育の充実に資することを目的とする。

(イニシアティブ長)

第3条 イニシアティブに、イニシアティブ長を置く。

- 2 イニシアティブ長は、東京大学大学院総合文化研究科副研究科長選考内規第7条第1号に規定された区分から選出された副研究科長とする。
- 3 イニシアティブ長は、イニシアティブを統括し、これを代表する。

(運営委員会)

第4条 イニシアティブに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(執行委員会)

第5条 イニシアティブに、イニシアティブの業務の円滑な実施のため、執行委員会を置く。

- 2 執行委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(組織)

第6条 イニシアティブに、教育・研究部門（以下「部門」という。）を置く。

- 2 部門に関する事項は、別に定める。
- 3 前2項に掲げる部門の他に、寄付研究部門等を置くことができる。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、イニシアティブ長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。